光市個人情報保護法施行細則をここに公布する。

　　令和５年３月１４日

光市長　市　川　　　熙

光市規則第４号

　　　光市個人情報保護法施行細則

　（趣旨）

第１条　この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。以下「令」という。）及び光市個人情報保護法施行条例（令和４年光市条例第２２号。以下「条例」という。）を施行するために必要な事項を定めるものとする。

　（費用負担）

第２条　条例第３条第２項に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、次のとおりとする。

　(１)　市が設置する電子複写機により作成する場合　写し１枚につき　１０円

　(２)　前号の規定以外の方法により作成する場合　写し１件につき当該作成に要する実費

　(３)　写しの送付に要する費用の額　郵送料相当額

２　条例第３条第３項に規定する写しの交付に必要な費用を減額し、又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする場合は、開示請求に係る写しの交付費用の減免申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

３　市長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、減免を決定し、開示請求に係る写しの交付費用減免決定通知書（様式第２号）により、通知するものとする。

４　市長は、第２項の申請書の提出を受けた場合において、経済的困難その他特別の理由があると認めないときは、減免しないことを決定し、開示請求に係る写しの交付費用の減免をしない旨の決定通知書（様式第３号）により、通知するものとする。

　（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第３条　令第２８条第４項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

　(１)　郵便切手又は市長が定めるこれに類する証票で納付する方法

　(２)　現金により納付する方法

　　　附　則

　この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

年　月　日

開示請求に係る写しの交付費用の減免申請書

(特定個人情報に係る開示請求関係)

　光市長　　　　様

氏名

住所又は居所

連絡先電話番号

光市個人情報保護法施行細則第２条第２項の規定により、下記のとおり、保有特定個人情報の開示請求に係る写しの交付費用の減免を申請します。

記

１　開示を請求する保有特定個人情報

２　減免を求める理由

　①　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項第　号に掲げる扶助を受けており、写しの交付費用を納付する資力がないため。

　②　その他

(注)　①又は②のいずれかに○印を付してください。

　　　①に○印を付した場合は、生活保護法第１１条第１項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

　　　②に○印を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

様式第２号（第２条関係）

第　　　号

年　月　日

開示請求に係る写しの交付費用減免決定通知書

(特定個人情報に係る開示請求関係)

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　光市長　　　　　　　　印

　　　　年　月　日付けで請求のありました開示請求に係る写しの交付費用の減免申請について、光市個人情報保護法施行細則第２条第３項の規定により、下記のとおり減免することとしましたので通知します。

記

１　対象となる保有特定個人情報の名称

２　減免の内容

　　□　減額（　　　　　　円のうち　　　　　　円を減額）

　　□　免除

　(注)

　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、光市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６箇月以内に、光市を被告として、山口地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６箇月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第３号（第２条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

開示請求に係る写しの交付費用の減免をしない旨の決定通知書

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　光市長　　　　　　　　印

　　　　年　月　日付けで請求のありました開示請求に係る写しの交付費用の減免申請については、光市個人情報保護法施行細則第２条第４項に規定する減免理由に該当しませんので通知します。

記

１　対象となる保有特定個人情報の名称

２　減免が認められない理由等

　(注)

　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、光市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６箇月以内に、光市を被告として、山口地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６箇月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。